

## 介護老人保健施設 フィオーレ久里浜 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団湘風会が開設する介護老人保健施設 フィオーレ久里浜（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険条例の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得る。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設フィオーレ久里浜
- (2) 指定年月日 平成14年4月15日
- (3) 所在地 神奈川県横須賀市神明町1028-7
- (4) 電話番号 046-835-0132 FAX番号 046-838-0905
- (5) 管理者名 岸 賢治
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1451980051号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

		令和6年4月1日現在	
(1)	管理者	常勤	1人
(2)	医師	常勤	1人 (管理者と兼務)
(3)	看護職員	常勤	1人 非常勤 1人
(4)	介護職員	常勤	7人 非常勤 5人
(5)	支援相談員	常勤	1人
(6)	理学療法士・作業療法士		
	・理学療法士	常勤	3人 非常勤 2人
	・作業療法士	常勤	3人 非常勤 2人

※管理栄養士、事務員については併設の介護老人保健施設の日勤者が対応することとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてる。また、利用者の居宅介護支援事業所との調整を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理を行う。
- (8) 事務員は、事業所の事務全般と事業所の管理および送迎を行なう。また、状況に応じて他部門の業務を支援する。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は毎週月曜日から土曜日（祝日含む）迄とする。  
但し年末年始 12/29～1/3 は除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 但し、サービス提供時間は午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は1単位50名とする。

(介護予防通所リハビリテーションの利用定員を含む)

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
  - 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
  - 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- 保険給付の自己負担額、食費、日常生活費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
- 横須賀市、三浦市(南下浦町)

(身体拘束等)

- 第12条 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し利用者に対する身体拘束を廃止する。
- 但し、他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、ご家族に同意をいただき、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

- 第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は認めない。
- ・ 事業所内へは火気(マッチ、ライター他)を持ち込まないこと。
- ・ 事業所内の設備・備品の利用に関しては職員に申し出ること。
- ・ 危険防止のため屋上、機械室、浴室への無断立入りは禁止する。また無断で事業所外へ出ないこと。
- ・ 金銭及び貴重品の持ち込みに関しては原則禁止とする。
- ・ 事業所では利用者個人の信仰の自由は尊重するが、他の利用者への勧誘、布教、ビラ配り等は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ その他、他の利用者への迷惑となる行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、甲種防火管理資格者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事務長を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・看護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。事業所医師が専門的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。同時にご家族へ連絡を入れ状況の説明を行うとともに、保険者への事故報告を行う。

(緊急時の対応)

第 17 条 通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は救急処置を行うと同時にご家族及び主治医へ連絡を入れ、救急病院への受診を行う。

(苦情処理の体制)

第 18 条 苦情及びご相談に関しては支援相談員が担当する。また、事業所 1F に「ご意見箱」を設置しており管理者へ直接お申し出いただくこともできる。  
苦情等の問い合わせ窓口を別紙のとおり定めます。

(職員の服務規律)

第 19 条 職員は、介護保険関係条例及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 21 条 職員の就業に関する事項は、別に定める当事業所の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 24 条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、料金表及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する介護保険条例及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団湘風会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 2 月 1 日	改定
平成 26 年 4 月 1 日	改定（料金表）
平成 27 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 8 月 1 日	改定（料金表）
平成 30 年 4 月 1 日	改定
令和 2 年 10 月 1 日	改定
令和 5 年 6 月 1 日	改定
令和 5 年 9 月 1 日	改定
令和 5 年 9 月 18 日	改定
令和 5 年 11 月 13 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定

苦情等問い合わせ窓口一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	問い合わせ先	担当部署 (責任者)	電話番号	受付時間
施設	介護老人保健施設 フィオーレ久里浜	相談室 (工藤 順子)	046-835-0132	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (日、年末年始除く)
市	横須賀市 民生局福祉こども部	介護保険課 給付係	046-822-8253	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)
市	三浦市	保健福祉部 高齢介護課	046-882-1111	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)
国保連	神奈川県 国民健康保険団体連合会	介護苦情相談課	045-329-3447	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へご相談下さい。